

2025 年 8 月 17 日

11 月祭事務局

第 67 回京都大学 11 月祭における酒類取扱基本規則（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、酒類の取扱いが 11 月祭に豊かさと潤いをもたらすものである一方で、過去の 11 月祭においては 20 歳未満飲酒や泥酔者の救急搬送のみならず、11 月祭に深刻な影響をもたらし、11 月祭参加者に対しても重大な危害を加えていたことに鑑み、11 月祭において適切に酒類を取扱う環境を整備し、もって 11 月祭に参加する者を保護するとともに、11 月祭を誰もが安心して楽しむことができる学園祭にすることを目的とする。

（適用及び遵守）

第 2 条 本規則は、11 月祭参加者すべてに適用する。

2 すべて 11 月祭参加者は、本規則を遵守しなければならない。

（本規則における用語の意義）

第 3 条 11 月祭参加者とは、11 月祭に参加する者その他 11 月祭期間中又は片付け日に 11 月祭会場に出入りするすべての者をいう。

2 11 月祭期間とは、第 67 回京都大学 11 月祭が開催される 2025 年 11 月 21 日から同月 24 日までの期間をいう。

3 片付け日とは、2025 年 11 月 25 日をいう。

4 11 月祭会場とは、京都大学吉田キャンパスの本部構内（教育学部祭が開催される場所を除く。）及び吉田南構内（吉田寮を除く。）をいう。

5 酒類とは、酒税法の定義を準用する。

（参考：酒税法第 2 条第 1 項）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

第2章 規制

第1節 通則

(原則)

第4条 本規則により認められる場合のほか、11月祭期間又は片付け日に、11月祭会場における酒類の飲用、所持、所有、提供その他の取扱い及び11月祭会場への酒類の持込みは、してはならない。

第2節 アルコールパスポート制度

(アルコールパスポートの効力)

第5条 アルコールパスポートの着用者（有効なアルコールパスポートをその手首等に巻いて着用している者に限る。以下同じ。）は、11月祭期間の各日10時から18時の間、吉田南グラウンドにおいて酒類提供者（第17第1項参照）から酒類の提供を受け、これを飲用し又は自ら飲用するために所持することができる。ただし、酒類の提供を受けられるのは、各日17時までとする。

(アルコールパスポートの発行)

第6条 アルコールパスポートは、11月祭期間中、次の各号の全てに該当する者のみに対し、11月祭本部が発行する。

- (1) 1枚の顔写真付き身分証明書又は2枚以上の顔写真付きでない身分証明書を提示すること等により、本人の年齢が20歳以上であることを11月祭本部が認められること。
- (2) 車両等の運転をするおそれがないこと。
- (3) 酩酊状態（おそれがある場合を含む。）でないこと。
- (4) 第2条第2項の定めに同意すること。
- (5) 発行を受けようとする日に、一度もアルコールパスポートの発行を受けていないこと。

(アルコールパスポートの仕様)

第7条 アルコールパスポートは紙製のリストバンドとし、発行のとき、本部スタッフが発行を受ける者の手首等に巻いて着用させることでのみ効力を生じるものとする。

2 アルコールパスポートの有効期間は、発行の日に限る。

3 アルコールパスポートを着用し使用することができるのは、発行を受けた本人に限る。

(アルコールパスポートの失効)

第8条 アルコールパスポートは、その有効期間が満了したときのほか、次のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した場合。
- (2) 次条の規定による空欄の全てが埋められた場合。

(3) き損した場合。

(4) 着用者の手首等から一度離れた場合。

2 一度失効したアルコールパスポートは、二度と効力を持たない。

(杯数制限)

第9条 アルコールパスポートは、3つの空欄を設ける。

2 アルコールパスポートの着用者が11月祭において酒類の提供を受けるときは、着用するアルコールパスポートの埋められていない空欄の1つが11月祭本部の指定する方法により埋められる。

(酒類提供を受ける際の注意)

第10条 アルコールパスポートの着用者は、11月祭において、本規則により酒類提供者が行うべき手続きを完了していないことを知りながら、酒類の提供を受けてはならない。

第3節 企画の酒類取扱

(遵守)

第11条 11月祭において企画を出展するためには、第2条第2項の規定に同意することが必要である。

(企画責任者の義務)

第12条 企画の責任者は、管理する企画を出展する者すべてに対し、彼らが本規則に違反しないよう、本規則の内容及びこれに基づく11月祭における酒類取扱制度の周知その他必要な措置を講じなければならない。

2 企画の責任者は、前項の規定に同意し、誓約書を11月祭本部に提出しなければならない。

(企画の酒類取扱)

第13条 企画が、11月祭期間又は片付け日に、酒類を、11月祭会場に持込み又は11月祭会場において取扱うことができるのは、次に掲げる場合に限る。

(1) 酒類提供企画が、11月祭において酒類を提供し又はそのために取扱う（以下、まとめて単に酒類提供行為という。）場合。

(2) 模擬店企画又は屋内カフェ企画が、11月祭において提供する食品を調理するために酒類を使用する場合。

(酒類取扱許可)

第14条 企画は、事前に11月祭本部の許可を受けなければ、11月祭期間又は片付け日に、11月祭会場に持込み又は11月祭会場において取扱ってはならない。

2 前項の許可の申請は、11月祭本部に酒類取扱許可申請書を提出し、これを行わなければならない。

(企画が酒類を取扱うことができる場所)

第 1 5 条 11 月祭における企画の出展に関わる酒類の取扱いは、当該企画の出展場所から離れて、これをしてはならない。ただし、前条の規定による 11 月祭本部の許可を受けて行う場合は、この限りではない。

第 4 節 酒類提供

(酒類提供企画)

第 1 6 条 11 月祭本部が出展を認める模擬店企画のみ、酒類提供企画となることができる。ただし、その出展場所は吉田南グラウンドに限る。

2 酒類提供企画の数の上限は、15 とする。

(酒類提供者)

第 1 7 条 酒類提供行為ができるのは、酒類提供者に限る。

2 酒類提供企画を出展する者であって、11 月祭本部が実施する保菌検査の結果が陰性である者は、酒類提供者とみなす。

3 酒類提供者は、酒類提供行為をする前に、11 月祭本部による登録を受けなければならない。

4 酒類提供者は、11 月祭において酒類提供行為をするとき、11 月祭本部が発行する登録証を、見えるように携帯しなければならない。

(提供に関する制限)

第 1 8 条 11 月祭において、アルコールパスポートの着用者以外に酒類を提供してはならない。

2 11 月祭において、酒類を提供することができるのは、11 月祭期間の各日 10 時から 17 時の間に限る。

3 11 月祭において、酒類の提供を受ける者が酩酊状態にある等酒類の提供が不適切なときは、酒類を提供してはならない。

4 11 月祭において提供することができる酒類は、次の全てを満たすものに限る。

(1) アルコール度数が 15 度以下であること。

(2) コップその他の使い捨て容器に注いで提供されること。

(3) 1 杯の純アルコール量が 15 グラム以下であること。

(提供の方法)

第 1 9 条 11 月祭における酒類の提供は、次の事項を、この順に完了してからでなければ、してはならない。

(1) 酒類の提供を受けようとする者がアルコールパスポートの着用者であることを確認すること。

(2) 酒類の提供を受けようとする者が着用するアルコールパスポートの、埋められていない空欄の 1 つを、11 月祭本部が指定する方法により埋めること。

- 2 前項の手続規定は、本規則が定める他の事項の確認等を略してよいものと解釈してはならない。

第3章 雑則

(本編には、原則、罰則を適用しない。第30条の一般違反行為を参照のこと。)

(ノンアルコール飲料に関する条項)

- 第20条** 酒類と誤認されるおそれがあるものを11月祭期間又は片付け日において11月祭会場で取扱う者は、事前に、11月祭本部にその取扱いを届出なければならない。

(救護)

- 第21条** 11月祭本部は、11月祭期間中、11月祭会場において要救助者を認めた場合、すみやかにこれを保護しなければならない。

- 2 企画を出展する者は、11月祭期間中、11月祭会場において要救助者を認めた場合、すみやかにこれを11月祭本部に通報しなければならない。

(緊急事態)

- 第22条** 前条の規定は、緊急事態について準用する。

- 2 11月祭本部は、11月祭において緊急事態が発生したときの連絡先を示した連絡網を作成し、これをラミネート等に表示して11月祭会場の全体で掲示しなければならない。

(広報)

- 第23条** 11月祭本部は、11月祭参加者に対し、本規則の内容及びこれに基づく11月祭における酒類取扱制度の周知、本規則遵守の呼びかけその他必要な措置を講じなければならない。

第4章 違反行為への対応

第1節 通則

(正当行為)

- 第24条** 正当な理由を有すると11月祭本部が認める行為は、規制しない。

(責任関係)

- 第25条** 出展する者が違反行為をした企画は、当該違反行為をした者と同様に扱う。ただし、当該違反行為が明らかに企画の出展に関連しないことの証明があるときは、この限りではない。

- 2 出展場所において人の違反行為を容認した企画は、当該違反行為をした者と同様に扱う。

(強制措置)

- 第26条** 人に対する強制措置は、退去(11月祭会場からの強制退去)とする。

- 2 企画に対する強制措置は、重い順に、出展停止及び保証金没収とする。

(複数措置)

第 27 条 1 つの違反行為に対し、2 つ以上の措置を講ずることができる。

(嚴重注意)

第 28 条 違反行為（第 30 条第 4 項の規定により、特別違反行為にあたるものは除く。）が疑われる場合であっても、その軽重や状況により直ちに強制措置を必要としないときは、強制措置をする前に、嚴重注意をすることができる。

2 前項の嚴重注意のあと、強制措置の必要がなくなつたと認められるときは、当該嚴重注意の理由となつた違反行為について、強制措置を免除することができる。

第 2 節 違反行為の種類とそれぞれへの対応等

(一般違反行為)

第 29 条 本規則第 2 章の規定に違反する行為を、一般違反行為とする。ただし、本規則に別途定めがある行為は、この限りではない。

2 一般違反行為をした者は、退去させる。

3 一般違反行為をした企画は、出展を停止し又は保証金を没収する。

(特別違反行為)

第 30 条 次に掲げる行為を、特別違反行為とする。

(1) 20 歳未満の者が、11 月祭期間中、11 月祭会場において飲酒し又は飲酒した状態で存在する行為。

(2) 20 歳未満の者に対し、その年齢を知らず、11 月祭において酒類を提供し又は飲酒させる行為。

(3) 本規則に反した飲酒をし、よって酩酊状態に至る行為。

(4) 第 14 条の規定に反し、11 月祭本部の許可を受けずに、11 月祭において酒類を提供する行為。

2 特別違反行為をした者は、退去させる。

3 特別違反行為をした企画は、出展を停止し、保証金を没収する。

4 特別違反行為については、第 28 条（嚴重注意による強制措置の免除）の規定を適用しない。

(極めて重大な違反行為)

第 31 条 極めて重大な違反行為をした者又は企画に対しては、次年度以降の 11 月祭において制限を課す。

2 前項の措置は、制限を課す年度の京都大学 11 月祭全学実行委員会に提案することで行う。

(本規則が想定しない事態への対応)

第 3 2 条 本規則が想定しない事態が発生した場合、11 月祭本部は、第 1 条の目的を達成するために必要な範囲で、強制措置その他適当な処分を講ずることができる。

第 3 節 強制措置手続

(違反行為の調査)

第 3 3 条 11 月祭本部は、違反行為の疑いがあるときは、質問、呼気の確認、所持品の検査、音声又は映像の記録その他適当な手段により、違反行為の証拠を確保することができる。

(審査)

第 3 4 条 11 月祭本部は、違反行為に対し強制措置をしようとするときは、証拠に基づき事実を認定し、これに基づいて本規則を適用する審査をしなければならない。

(処分前手続)

第 3 5 条 11 月祭本部は、前条の審査の結果、強制措置をすべきと判断したときは、当該強制措置を受ける予定の者（企画については、その責任者又はその代理人。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

- (1) 予定される強制措置の内容及び根拠となる本規則の条項
- (2) 強制措置の理由となる事実
- (3) 証拠
- (4) 次項の規定による異議申立ができる期間

2 前項の通知を受けた者は、前条の審査の内容に誤りがある場合、11 月祭本部に異議申立をすることができる。

3 11 月祭本部は、前項の異議申立があったとき、その内容が合理的である場合は、修正審査により、前条の審査の内容を適切に修正し又は当該強制措置を取り消さなければならない。

4 11 月祭本部は、前項の規定により修正審査を実施したときは、第 2 項の異議申立をした者に対し、第 1 項（第 4 号を除く。）の規定に準じ修正審査の結果を通知しなければならない。

(強制措置の実行)

第 3 6 条 11 月祭本部は、前条第 2 項第 4 号の異議申立可能期間の後（前条第 4 項の修正審査を実施したときは、さらに同第 4 項の通知の後）に、強制措置を実行する。

第4節 雑則

(酒類の留置)

第37条 11月祭本部は、違反行為を構成し又は11月祭期間中11月祭会場に存在する所有者が不明な酒類を回収し留置することができる。

2 11月祭本部は、前項の規定により酒類を回収するとき、その所有者に対し返還を希望するか尋ねなければならない。ただし、これが困難であるときは、この限りではない。

3 11月祭本部は、回収した酒類について、期間を定めて返却に応じなければならない。ただし、返却のとき所有者が20歳未満である又は次項但し書きの定めにより直ちに処分する酒類については、この限りではない。

4 11月祭本部は、前項の期間が過ぎても所有者が返還を希望しない酒類を処分することができる。ただし、保管が不適當であると認める酒類は、回収し直ちに処分することができる。

(損害賠償)

第38条 11月祭において、酒類取扱に関連し他人に不当な損害を与えた者は、適切な手続きによりこれを賠償する責任を当然負う。

(準用)

第39条 個人又は企画に対しても、本章の規定を準用する。

附則

第1条 第68回以降の京都大学11月祭における酒類規制は、本年度の結果を踏まえ、当該年度の京都大学11月祭全学実行委員会が、学生らの主体的な判断により取扱いしていくものとする。

第2条 本規則における「11月祭本部」は、11月祭事務局と読み替えられるものとする。

第3条 本規則を適用するにあたっては、学生らの主体的な活動を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4条 北部祭典とのアルコールパスポート制度の相互運用その他11月祭以外との連携については、別途定める。